

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部 人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
訓 令	
○北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（人事課）	57
告 示	
○土地改良区の役員の就任の届出.....（農業施設管理課）	57
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	57
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	58
○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課）	58
○海岸保全区域の指定の一部改正.....（砂防災害課）	58
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	60
道人事委員会告示	
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	60
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	60
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	61

訓 令

北海道訓令第11号

本 庁
出 先 機 関

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成24年 9 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令
北海道事務決裁規程（昭和41年北海道訓令第3号）の一部を次のように改正する。
別表第4の総合振興局等の本庁総合政策部の分掌事項に次の1項を加える。
10 北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）の施行に関する事務
（1）第19条第2項前段の規定に基づき、土地所有者等に対し助言をすること。

（2）第19条第3項の規定に基づき、関係市町村長に協力を求めること。
（3）第20条第1項の規定に基づき、権利の移転等の届出を受理すること。
（4）第20条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に届出に係る書面の写しを送付し、意見を求めること。
（5）第20条第5項前段（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、届出をした者に対し助言をすること。
（6）第20条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に協力を求めること。
（7）第20条第8項の規定に基づき、届出事項に変更があった旨の届出を受理すること。
（8）第21条の規定に基づき、土地に関する権利を有している者又は有していた者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めること。
（9）第24条の規定に基づき、関係市町村長その他の者に対して、必要な情報の提供を求めること。

附 則

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

告 示

北海道告示第578号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区から役員の就任の届出があった。
平成24年 9 月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

当別土地改良区
就 任 年 月 日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成24. 9. 6 理 事 野 尻 博 康 石狩郡当別町ビトエ886番地
新篠津土地改良区
就 任 年 月 日 理事・監事の別 氏 名 住 所
平成24. 9. 5 理 事 瀬 能 聖 一 石狩郡新篠津村字袋達布71番地

北海道告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（本牧地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成24年 9 月26日から20日間、一

般の縦覧に供する。

平成24年9月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第580号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年9月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 斜里町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第581号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成24年9月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 処分をした年月日 平成24年9月10日
- (2) 処分を受けた者
- ア(ア) 商号及び代表者の氏名 株式会社アサヒ建設 古川 孝明
- (イ) 主たる営業所の所在地 室蘭市東町5丁目24番14号
- (ウ) 建設業の許可の番号 (特-22) 胆第4426号
- イ(ア) 商号及び代表者の氏名 北営工業株式会社 笹谷 雅紀
- (イ) 主たる営業所の所在地 室蘭市東町3丁目13番30号
- (ウ) 建設業の許可の番号 (般-22) 胆第2599号
- (3) 処分の内容
- ア 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- イ 営業停止の期間 平成24年10月1日から平成25年9月30日までの1年間
- (4) 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第3号に該当した。
- 2(1) 処分をした年月日 平成24年9月13日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号及び代表者の氏名 上原子塗装工業株式会社 上原子 芳弘
- イ 主たる営業所の所在地 札幌市豊平区平岸5条6丁目2番15号
- ウ 建設業の許可の番号 (特-23) 石第177号
- (3) 処分の内容
- ア 営業停止の範囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部停止
- イ 営業停止の期間 平成24年10月1日から平成24年10月7日までの7日間
- (4) 処分の原因となった事実 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第582号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年9月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

3 後志檜山沿岸海岸保全区域の表後志檜山沿岸の(16)神恵内海岸の神恵内村の項海岸保全区域の欄中6の事項を7の事項とし、3の事項から5の事項までを1事項ずつ繰り下げ、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 珊瑚内地区海岸の次の基点Aから基点10までの各点を順次に結ぶ線、基点Aと補点1とを結ぶ線、補点1から補点3までの各点を順次に結ぶ線及び基点10と補点3とを結ぶ線によって囲まれた区域

基点A 3級基準点H23-17（座標値X=-89345.057、Y=7955.002から方向角82度47分49秒の方向20.350mの地点

基点B 基点Aから方向角247度35分24秒の方向9.347mの地点

基点C 基点Bから方向角273度32分06秒の方向6.613mの地点

基点1 基点Cから方向角309度12分00秒の方向6.620mの地点

基点2 基点1から方向角326度46分32秒の方向22.253mの地点

基点3 基点2から方向角69度45分45秒の方向4.030mの地点

基点4 基点3から方向角325度51分41秒の方向6.649mの地点

基点5 基点4から方向角250度06分37秒の方向1.271mの地点

基点6 基点5から方向角318度53分25秒の方向7.106mの地点

基点7 基点6から方向角329度34分00秒の方向17.143mの地点

基点8 基点7から方向角316度17分08秒の方向12.249mの地点

基点9 基点8から方向角327度04分07秒の方向12.753mの地点

基点10 基点9から方向角356度02分01秒の方向14.088mの地点

補点1 基点Aから方向角346度43分39秒の方向5.170mの地点

補点2 基点1から方向角211度04分02秒の方向38.374mの地点

補点3 基点10から方向角235度00分00秒の方向41.261mの地点

7 根室沿岸海岸保全区域の表根室沿岸の(3)別海海岸の別海町の項海岸保全区域の欄の1の事項及び2の事項を次のように改める。

1 野付半島地区海岸の次の基点A'から基点Oまでの各点を順次に結ぶ線、基点A'と補点①'とを結ぶ線、補点①'から補点⑮までの各点を順次に結ぶ線及び基点Oと補点⑮とを結ぶ線によって囲まれた区域

基点A' 国土交通省国土地理院四等三角点IV善光（座標値X=-44740.868、Y=87436.219）から方向角131度58分23秒の方向293.623メートルの地点

基点A 基点A'から方向角132度42分43秒の方向291.493メートルの地点

基点B 基点Aから方向角141度22分19秒の方向288.964メートルの地点

基点C 基点Bから方向角147度28分58秒の方向187.565メートルの地点

基点D 基点Cから方向角152度42分46秒の方向100.988メートルの地点

基点E 基点Dから方向角145度02分01秒の方向65.029メートルの地点

基点F 基点Eから方向角156度43分24秒の方向233.812メートルの地点

基点G 基点Fから方向角152度05分53秒の方向52.096メートルの地点

基点H 基点Gから方向角156度07分55秒の方向28.616メートルの地点

基点I 基点Hから方向角159度29分42秒の方向264.713メートルの地点

基点J 基点Iから方向角163度42分55秒の方向414.363メートルの地点

基点K 基点Jから方向角166度01分05秒の方向262.466メートルの地点

基点L 基点Kから方向角166度29分06秒の方向150.651メートルの地点

基点M 基点Lから方向角172度24分14秒の方向361.235メートルの地点

基点N 基点Mから方向角168度30分54秒の方向235.446メートルの地点

基点O 基点Nから方向角196度47分37秒の方向218.347メートルの地点

補点①' 基点A'から方向角46度27分21秒の方向140.000メートルの地点

補点① 基点Aから方向角47度02分26秒の方向140.000メートルの地点

補点② 基点Bから方向角54度25分27秒の方向140.000メートルの地点

補点③ 基点Cから方向角60度05分54秒の方向140.001メートルの地点

補点④ 基点Dから方向角58度52分21秒の方向140.000メートルの地点

補点⑤ 基点Eから方向角60度52分32秒の方向140.000メートルの地点

補点⑥ 基点Fから方向角64度24分38秒の方向140.000メートルの地点

補点⑦ 基点Gから方向角64度06分50秒の方向140.000メートルの地点

補点⑧ 基点Hから方向角67度48分43秒の方向140.000メートルの地点

補点⑨ 基点Iから方向角71度36分19秒の方向140.000メートルの地点

補点⑩ 基点Jから方向角74度51分57秒の方向140.000メートルの地点

補点⑪ 基点Kから方向角76度15分09秒の方向140.000メートルの地点

補点⑫ 基点Lから方向角77度08分10秒の方向140.000メートルの地点

補点⑬ 基点Mから方向角75度41分13秒の方向169.107メートルの地点

補点⑭ 基点Nから方向角83度37分59秒の方向190.000メートルの地点

補点⑮ 基点Oから方向角104度58分38秒の方向239.306メートルの地点

2 次の基点Aから基点Vまでの各点を順次に結ぶ線、基点Aと補点①とを結ぶ線、補点①から補点⑪までの各点を順次に結ぶ線及び基点Vと補点⑪とを結ぶ線によって囲まれた区域

基点A 国土交通省国土地理院3級基準点③H22-3-4（座標値X=-47774.717、Y=88645.640）から方向角108度50分13秒の方向58.406メートルの地点

基点B 基点Aから方向角194度57分04秒の方向112.641メートルの地点

基点C 基点Bから方向角204度06分43秒の方向572.206メートルの地点

基点D 基点Cから方向角211度03分53秒の方向123.257メートルの地点

基点E 基点Dから方向角223度54分47秒の方向279.169メートルの地点

基点F 基点Eから方向角230度45分16秒の方向96.947メートルの地点

基点G 基点Fから方向角235度07分09秒の方向498.328メートルの地点

基点H 基点Gから方向角236度50分45秒の方向52.950メートルの地点

基点I	基点Hから方向角242度13分45秒の方向132.902メートルの地点
基点J	基点Iから方向角245度37分40秒の方向102.643メートルの地点
基点K	基点Jから方向角250度04分22秒の方向100.000メートルの地点
基点L	基点Kから方向角250度04分22秒の方向98.847メートルの地点
基点M	基点Lから方向角258度24分08秒の方向100.000メートルの地点
基点N	基点Mから方向角258度24分08秒の方向100.001メートルの地点
基点O	基点Nから方向角258度24分07秒の方向98.671メートルの地点
基点P	基点Oから方向角266度31分49秒の方向100.000メートルの地点
基点Q	基点Pから方向角266度31分51秒の方向99.999メートルの地点
基点R	基点Qから方向角266度31分49秒の方向100.000メートルの地点
基点S	基点Rから方向角266度31分51秒の方向98.563メートルの地点
基点T	基点Sから方向角270度25分14秒の方向100.000メートルの地点
基点U	基点Tから方向角270度25分16秒の方向100.001メートルの地点
基点V	基点Uから方向角270度25分14秒の方向162.753メートルの地点
補点①	基点Aから方向角104度58分38秒の方向239.306メートルの地点
補点②	基点Cから方向角74度32分00秒の方向278.403メートルの地点
補点③	基点Dから方向角134度36分07秒の方向170.123メートルの地点
補点④	基点Eから方向角136度12分09秒の方向145.738メートルの地点
補点⑤	基点Fから方向角158度27分52秒の方向146.075メートルの地点
補点⑥	基点Gから方向角151度28分25秒の方向166.567メートルの地点
補点⑦	基点Jから方向角158度29分09秒の方向150.000メートルの地点
補点⑧	基点Lから方向角164度35分05秒の方向150.000メートルの地点
補点⑨	基点Oから方向角171度33分29秒の方向150.000メートルの地点
補点⑩	基点Sから方向角177度14分39秒の方向150.000メートルの地点
補点⑪	基点Vから方向角179度24分40秒の方向150.000メートルの地点

道 人 事 委 員 会 告 示				
北海道人事委員会告示第9号				
平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、この告示による改正後の平成22年北海道人事委員会告示第1号釧路総合振興局管内の項に係る部分は、平成22年7月26日から適用する。				
平成24年9月25日	北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則			
十勝総合振興局管内の項中				
「 <table><tr><td>土幌町字上音更</td><td>土幌高等学校</td><td>3</td></tr></table> 」	土幌町字上音更	土幌高等学校	3	を削り、釧路総合振興局管内の項中「釧路市阿寒町ニニシベツ原野」を「釧路市阿寒町仁々志別」に改める。
土幌町字上音更	土幌高等学校	3		

北海道オホーツク総合振興局告示第111号	
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	
平成24年9月25日	北海道オホーツク総合振興局長 有 好 利 典
1 落札に係る物品等の名称及び数量	
空港用化学消防車（6,000立級）	1台

道 人 事 委 員 会 告 示 第 10 号	
平成22年北海道人事委員会告示第3号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成23年3月18日から適用する。	
平成24年9月25日	北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則
上川総合振興局管内の項中「富良野市字山部市街地2条通北1丁目」を「富良野市山部東	

町」に、「富良野市字山部東19線」を「富良野市山部北町」に改める。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第343号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年 9 月25日

北海道警察本部長 園 田 一 裕

1 落札に係る物品等の名称及び数量

警察官（男性）用冬服上衣 1,507着

警察官（男性）用冬服ズボン 2,300本

2 落札を決定した日

平成24年 8 月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社 札幌丸井三越

(2) 住 所 札幌市中央区南 1 条西 2 丁目11番地

4 落札金額

47,986,218円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年 7 月17日付け北海道警察本部告示第270号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目
